

みんなでつくろう自治基本条例 (第10回)

条例制定までの流れ

市の課題などを話し合う

条例のたたき台を作る

条例の素案を作る

条例の原案を作る

条例案を作る

現在、市民ワーキンググループでは条例の「たたき台」を作っています。今回は、その中から「市民の権利・責務」についてご紹介します。まちづくりにおいて市民の主体的・積極的な関わりを担保するための前提となる権利を定めるとともに、まちづくりの主体は市民であることを認識し、市民として努力していくことを定めています。

【市民の権利・責務（案）の抜粋】

- ・まちづくりに関して意見を表明し、参画する権利を有する。
- ・市政運営に関する情報を知る権利を有する。
- ・まちづくりに参画するにあたって、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。
- ・地域における課題等について、市民同士での話し合いを通じ、課題解決に向かうよう努める。

第19回市民ワーキンググループ会議

とき：8月30日(木)

午後7時～9時

ところ：市役所7階中会議室



市ホームページの自治基本条例の取組ページに、過去の会議の内容（資料、会議要旨）を掲載しています。併せて、自治基本条例に関するご意見も随時、募集しています。また、市民ワーキンググループ会議は原則、公開していますので、傍聴を希望する人は企画課までお問い合わせください。

【行政資料コーナー】

市役所1階行政資料コーナーに自治基本条例関係の資料を置いていますので、ご利用ください。

【問合せ】 ☎ 877-8601

(住所記載不要) 企画課政策企画係

☎ 22-8227 (市役所6階)

(FAX) 22-8324

(メール) kikaku@city.hita.oita.jp

人権コラム

心、豊かに

市民意識調査報告⑤

大分県人権啓発
イメージキャラクター
ころちゃん



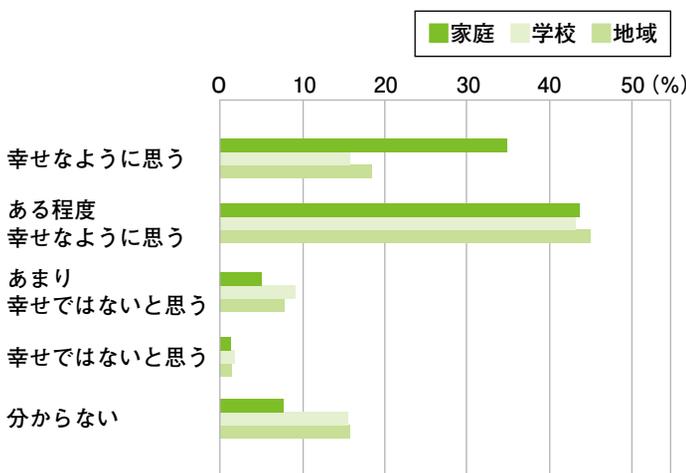
今回は、「子どもの人権問題」についての調査結果をお知らせします。

「子どもの現状について」はグラフ①のとおりです。「幸せなように思う」「ある程度幸せなように思う」が多くなっています。

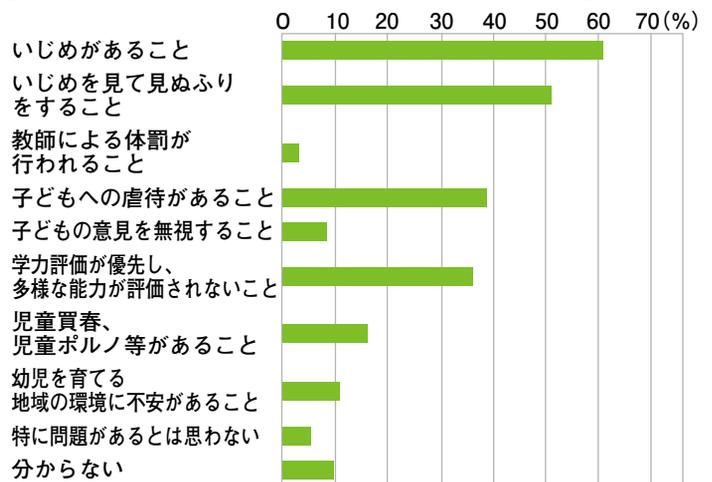
次に、子どもの人権で「特に問題だと思うもの」についてはグラフ②のとおりです。「いじめがあること」「いじめを見て見ぬふりをする事」「子どもへの虐待があること」などが多くあり、いじめや虐待の問題意識の高さがうかがえます。

今後も家庭・学校・地域が一体となっていじめや虐待の早期発見に努め、連携した早期対応の取組を推進します。

【グラフ①】子どもの現状について（1つ回答）



【グラフ②】特に問題だと思うもの（3つまで回答）



【問合せ】 人権啓発センター ☎ 22-8017 (市役所別館1階)